



老老発0331第1号
平成22年3月31日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

平成22年3月31日に「厚生労働大臣が定める者等の一部を改正する件（平成22年厚生労働省告示第131号）」及び「厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件（平成22年厚生労働省告示第132号）」が別添の通り公布、平成22年4月1日から適用され、また、これに伴い、関連通知の一部を下記のとおり改正し、平成22年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

- 1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）の一部改正
別紙1のとおり改正する。
- 2 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）の一部改正
別紙2のとおり改正する。

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護の額の算定に係る部分）及び指定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

改正後	改正前
<p>第一 (略)</p> <p>第二 居宅サービス単位数表（短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 短期入所療養介護費</p> <p>(1) 介護老人保険施設における短期入所療養介護</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくは介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくはユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定する介護老人保健施設（以下この号において「介護療養型老人保健施設」という。）における短期入所療養介護について</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 療養体制維持特別加算について</p> <p>療養体制維持特別加算は、介護療養型老人保健施設の定員のうち、転換前に四：一の介護職員配置を施設基準上の要件とする介護療養施設サービス費を算定する指定介護療養型医療施設又は医療保険の療養病棟入院基本料1の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟であったもの（平成22年4月1日以前に転換した場合にあっては、医療保険の療養病棟入院基本料におけるいわゆる二〇：一配置病棟であったもの）の占める割合が二分の一以上である場合に、転換前の療養体制を維持しつつ、質の高いケアを提供するための介護職員の配置を評価することとする。</p> <p>なお、当該加算は平成二十四年三月三十一日までの間に限り、算定できるとし、その後の加算の在り方については、当該介護療養型老人保健施設の介護ニーズや、当該加算の算定状況等の実態を把握し、検討を行うこととする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>第一 (略)</p> <p>第二 居宅サービス単位数表（短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 短期入所療養介護費</p> <p>(1) 介護老人保険施設における短期入所療養介護</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくは介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくはユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定する介護老人保健施設（以下この号において「介護療養型老人保健施設」という。）における短期入所療養介護について</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 療養体制維持特別加算について</p> <p>療養体制維持特別加算は、介護療養型老人保健施設の定員のうち、転換前に四：一の介護職員配置を施設基準上の要件とする介護療養施設サービス費を算定する指定介護療養型医療施設又は医療保険の療養病棟入院基本料におけるいわゆる二〇：一配置病棟であったものの占める割合が二分の一以上である場合に、転換前の療養体制を維持しつつ、質の高いケアを提供するための介護職員の配置を評価することとする。</p> <p>なお、当該加算は平成二十四年三月三十一日までの間に限り、算定できるとし、その後の加算の在り方については、当該介護療養型老人保健施設の介護ニーズや、当該加算の算定状況等の実態を把握し、検討を行うこととする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4～7 (略)</p>

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号老振発第0317001号 老老発第0317001号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知)

改正後	改正前
<p>第一 (略)</p> <p>第二 指定介護予防サービス単位数表に関する事項</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 介護予防短期入所療養介護費</p> <p>(1) 介護老人保険施設における介護予防短期入所療養介護</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくは介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくはユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定する介護老人保健施設(以下「介護療養型老人保健施設」という。)における介護予防短期入所療養介護について</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 療養体制維持特別加算について</p> <p>療養体制維持特別加算は、介護療養型老人保健施設の定員のうち、転換前に四：一の介護職員配置を施設基準上の要件とする介護療養施設サービス費を算定する指定介護療養型医療施設又は医療保険の療養病棟入院基本料1の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟であったもの(平成22年4月1日以前に転換した場合にあっては、医療保険の療養病棟入院基本料におけるいわゆる二〇：一配置病棟であったもの)の占める割合が二分の一以上である場合に、転換前の療養体制を維持しつつ、質の高いケアを提供するための介護職員の配置を評価することとする。</p> <p>なお、当該加算は平成二十四年三月三十一日までの間に限り、算定できるとし、その後の加算の在り方については、当該介護療養型老人保健施設の介護ニーズや、当該加算の算定状況等の実態を把握し、検討を行うこととする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>10～12 (略)</p>	<p>第一 (略)</p> <p>第二 指定介護予防サービス単位数表に関する事項</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 介護予防短期入所療養介護費</p> <p>(1) 介護老人保険施設における介護予防短期入所療養介護</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくは介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくはユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定する介護老人保健施設(以下「介護療養型老人保健施設」という。)における介護予防短期入所療養介護について</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 療養体制維持特別加算について</p> <p>療養体制維持特別加算は、介護療養型老人保健施設の定員のうち、転換前に四：一の介護職員配置を施設基準上の要件とする介護療養施設サービス費を算定する指定介護療養型医療施設又は医療保険の療養病棟入院基本料におけるいわゆる二〇：一配置病棟であったものの占める割合が二分の一以上である場合に、転換前の療養体制を維持しつつ、質の高いケアを提供するための介護職員の配置を評価することとする。</p> <p>なお、当該加算は平成二十四年三月三十一日までの間に限り、算定できるとし、その後の加算の在り方については、当該介護療養型老人保健施設の介護ニーズや、当該加算の算定状況等の実態を把握し、検討を行うこととする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>10～12 (略)</p>

○中小企業退職金共済法第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める率を定める件(同一二一)

二五

○中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件(同一二二)

○確定給付企業年金法附則第二十八条第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件(同一二三)

○補装具の種類、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件(同一二四)

○雇用保険法施行規則百二十二条第二項第一号イの厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件(同一二五)

二六

○厚生労働科学研究費補助金取扱規程の一部を改正する件(同一二六)

二七

○確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率の一部を改正する件(同一二七)

二八

○確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率の一部を改正する件(同一二八)

二九

○厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率の一部を改正する件(同一二九)

三〇

○厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例の一部を改正する件(同一三〇)

三一

○厚生労働大臣が定める者等の一部を改正する件(同一三一)

三二

○健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件(同一三四)

三三

○社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の規定に基づき平成二十二年の単位掛金額を定める件(同一三五)

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する件(同一三六)

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準の一部を改正する件(同一三七)

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件(同一三八)

○高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示(同一三九)

○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件(同一四〇)

○トリクロロエチレン若しくは化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五条に定める製品でトリクロロエチレンが使用されているもの又はテトラクロロエチレン(クリーニング業者に係るものを除く)若しくは同令第五条に定める加硫剤、接着剤(動植物系ものを除く)、塗料(水系塗料を除く)、洗剤(クリーニング業者に係るものを除く)若しくは繊維製品用仕上加工剤でテトラクロロエチレンが使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針(厚生労働・経済産業・環境四)

○トリブチルスズ化合物又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五条に定める製品でトリブチルスズ化合物が使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針(同七)

○トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五条に定める製品でトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項(同八)

○トリフェニルスズ化合物の容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項(同九)

○トリブチルスズ化合物又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五条に定める製品でトリブチルスズ化合物が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項(同一〇)

○新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第四条の六第一項の厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機、同項の届出等及び同令第五条第一項の申出を行うとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準、同令第四条の六第二項第三号及び第五条第二項第三号の電子証明書並びに同条第一項の事項の入力方法等に関する告示(同一一)

○農業取締法第十四条第三項の規定に基づき、農業中に含まれるダイオキシン類の検査方法を定める件の一部を改正する件(農林水産五三七)

○種苗法第二条第七項の規定に基づき、重要な形質を定める件の一部を改正する件(同五三八)

○森林法の規定に基づき、森林計画区を定める件の一部を改正する件(同五三九)

○平成二十二年産の水稲及び陸稲に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件(同五四〇)

○電気主任技術者免状に係る学校等の認定基準に関する告示を定める件(経済産業七一)

○経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第二十条第一項の届出等を行うおとす者の使用に係る電子計算機の技術的基準及び第二十条第二項第三号の電子証明書等に関する告示(同七二)

○自転車競技法施行規則第十六条第一項第一号、第三号及び第五号ただし書の規定に基づき、一競輪場当たり年間開催回数及び年間開催日数並びに一競輪施行者当たりの年間開催回数を定めた件(同七三)

(以下次のページへ続く)

イ 令第五十二条の五の四第一号に掲げる場合 法第六十五条第三項の規定により基金が若齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ平成十六年告示第一号及び第二号の規定の例により計算した額を合算した額
ロ 令第五十二条の五の四第二号に掲げる場合 法第六十五条第三項の規定により基金が若齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ平成十七年告示の規定により計算した額

第七項中「第十一項」を「第十三項」に改める。
第八項中「第九号の四」を「第九号の五」に、「第七号の四」を「第七号の五」に、「第八号の四」を「第八号の五」に改める。

第九項中「第九号の四」を「第九号の五」に、「第七号の三」を「第七号の四」に、「第八号の三」を「第八号の四」に、「第九号の三」を「第九号の四」に改める。
第十項中「第九号の四」を「第九号の五」に改める。
第十項中「第九号の三」を「第九号の四」に改める。
第十項中「第九号の二」を「第九号の三」に改める。
第十項中「第九号の一」を「第九号の二」に改める。

第十一項中「平成十七年十月一日以後」の下に「平成十九年四月一日前を加え、第五号の五まで」を「第五号の六まで」に改める。
第十二項中「平成十七年十月一日以後」の下に「平成十九年四月一日前を加え、第五号の五まで」を「第五号の六まで」に改める。
第十三項中「平成十七年十月一日以後」の下に「平成十九年四月一日前を加え、第五号の五まで」を「第五号の六まで」に改める。

第十四項中「平成十七年十月一日以後」の下に「平成十九年四月一日前を加え、第五号の五まで」を「第五号の六まで」に改める。
第十五項中「平成十七年十月一日以後」の下に「平成十九年四月一日前を加え、第五号の五まで」を「第五号の六まで」に改める。
第十六項中「平成十七年十月一日以後」の下に「平成十九年四月一日前を加え、第五号の五まで」を「第五号の六まで」に改める。

第十七項中「平成十七年十月一日以後」の下に「平成十九年四月一日前を加え、第五号の五まで」を「第五号の六まで」に改める。
第十八項中「平成十七年十月一日以後」の下に「平成十九年四月一日前を加え、第五号の五まで」を「第五号の六まで」に改める。
第十九項中「平成十七年十月一日以後」の下に「平成十九年四月一日前を加え、第五号の五まで」を「第五号の六まで」に改める。

第二十項中「平成十七年十月一日以後」の下に「平成十九年四月一日前を加え、第五号の五まで」を「第五号の六まで」に改める。
第二十一項中「平成十七年十月一日以後」の下に「平成十九年四月一日前を加え、第五号の五まで」を「第五号の六まで」に改める。
第二十二項中「平成十七年十月一日以後」の下に「平成十九年四月一日前を加え、第五号の五まで」を「第五号の六まで」に改める。

第二十三項中「平成十七年十月一日以後」の下に「平成十九年四月一日前を加え、第五号の五まで」を「第五号の六まで」に改める。
第二十四項中「平成十七年十月一日以後」の下に「平成十九年四月一日前を加え、第五号の五まで」を「第五号の六まで」に改める。
第二十五項中「平成十七年十月一日以後」の下に「平成十九年四月一日前を加え、第五号の五まで」を「第五号の六まで」に改める。

第二十六項中「平成十七年十月一日以後」の下に「平成十九年四月一日前を加え、第五号の五まで」を「第五号の六まで」に改める。
第二十七項中「平成十七年十月一日以後」の下に「平成十九年四月一日前を加え、第五号の五まで」を「第五号の六まで」に改める。
第二十八項中「平成十七年十月一日以後」の下に「平成十九年四月一日前を加え、第五号の五まで」を「第五号の六まで」に改める。

第二十九項中「平成十七年十月一日以後」の下に「平成十九年四月一日前を加え、第五号の五まで」を「第五号の六まで」に改める。
第三十項中「平成十七年十月一日以後」の下に「平成十九年四月一日前を加え、第五号の五まで」を「第五号の六まで」に改める。
第三十一項中「平成十七年十月一日以後」の下に「平成十九年四月一日前を加え、第五号の五まで」を「第五号の六まで」に改める。

第三十二項中「平成十七年十月一日以後」の下に「平成十九年四月一日前を加え、第五号の五まで」を「第五号の六まで」に改める。
第三十三項中「平成十七年十月一日以後」の下に「平成十九年四月一日前を加え、第五号の五まで」を「第五号の六まで」に改める。
第三十四項中「平成十七年十月一日以後」の下に「平成十九年四月一日前を加え、第五号の五まで」を「第五号の六まで」に改める。

第三十五項中「平成十七年十月一日以後」の下に「平成十九年四月一日前を加え、第五号の五まで」を「第五号の六まで」に改める。
第三十六項中「平成十七年十月一日以後」の下に「平成十九年四月一日前を加え、第五号の五まで」を「第五号の六まで」に改める。
第三十七項中「平成十七年十月一日以後」の下に「平成十九年四月一日前を加え、第五号の五まで」を「第五号の六まで」に改める。

第三十八項中「平成十七年十月一日以後」の下に「平成十九年四月一日前を加え、第五号の五まで」を「第五号の六まで」に改める。
第三十九項中「平成十七年十月一日以後」の下に「平成十九年四月一日前を加え、第五号の五まで」を「第五号の六まで」に改める。
第四十項中「平成十七年十月一日以後」の下に「平成十九年四月一日前を加え、第五号の五まで」を「第五号の六まで」に改める。

第四十一項中「平成十七年十月一日以後」の下に「平成十九年四月一日前を加え、第五号の五まで」を「第五号の六まで」に改める。
第四十二項中「平成十七年十月一日以後」の下に「平成十九年四月一日前を加え、第五号の五まで」を「第五号の六まで」に改める。
第四十三項中「平成十七年十月一日以後」の下に「平成十九年四月一日前を加え、第五号の五まで」を「第五号の六まで」に改める。

厚生労働省告示第百三十一号
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生省告示第百二十七号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者等（平成十二年厚生省告示第二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日
厚生労働大臣 長妻 昭
第二十号イ(2) d 中「後期高齢者処置」を「長期療養患者療養等処置」に改め、同号イ(2) e 中後期高齢者精神療養等処置料」を「精神療養等長期療養患者療養等処置」に改める。

厚生労働省告示第百三十二号
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生省告示第百二十七号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準（平成十二年厚生省告示第二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日
厚生労働大臣 長妻 昭
第十五号イ(2) 中「病院」の下に「診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の別表第一「医科診療報酬点数表」に規定する療養病棟入院基本料1の施設基準に適合しているものとして当該病院が地方厚生局長等に届け出た病棟、基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（平成二十二年厚生労働省告示第七十二号）による改正前」を加える。

厚生労働省告示第百三十三号
職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十四条の二第二項第八号、第六十四条の三第三項第三号、第六十四条の四第三項第六号及び第七号、第六十四条の五第三項第六号及び第七号並びに第六十四条の六第二項第二号及び第三項第三号の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項第九号等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校を定める告示（昭和五十四年労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日
厚生労働大臣 長妻 昭
別表第三中「東京製菓学校 東京都」を「東京製菓学校 東京都」に、「中央服装専門学校 東京都」を「中央服装専門学校 東京都」に改める。

学校 沖縄県」を「中央服装専門学校 沖縄県」に改める。
琉球調理師専修学校 沖縄県」に改める。

厚生労働省告示第百三十四号
健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十一条第一項の規定に基づき、健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十一年厚生労働省告示第百二十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日
厚生労働大臣 長妻 昭
表群馬東の項中「伊勢崎市」を削り、同表埼玉東の項中「及び藤市」を削り、同表東京都の項中「多摩市」及び「羽村市」を削り、同表奈良東の項中「生駒郡安堵町」を削り、同表長崎東の項中「北松浦郡江迎町」を削る。

厚生労働省告示第百三十五号
厚生労働省告示第百三十五号
社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号）第七条の規定に基づき、平成二十二年年度の単位掛金額を四万四千七百円と定め、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日
厚生労働大臣 長妻 昭